

○費用の記載がないものは、すべて無料です。  
 ○郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。  
 ○ファクスは、☎共通と記載されている場合、市役所共通981-5392です。

この制度は個人の権利を保護するだけでなく、制度を広く周知することで委任状の偽造や不要な身元調査を未然に防止し、不正請求の抑止や不正取得の早期発見につながります。

吉川市の本籍、住所、氏名に変更のある方は変更の届け出をお願いします。

### 登録・変更できる方

吉川市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方

### 登録者に通知する内容

代理人または第三者に交付した事実(請求者の住所氏名は通知しません)

### 通知の対象となる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書(本籍の記載のあるもの)・戸籍謄抄本・戸籍の附票の写し  
 問合せ：市民課 ☎982・969  
 1 ☎共通

## 2024年版 県民手帳を販売します

今年も埼玉県民手帳を販売します。

表紙カラーとデザインが新しくなりました。



また、スケジュールをはじめ、県内の観光情報、統計データ、テレホンガイドや路線図など生活に便利な情報が満載です。

期間：10月13日(金)～12月15日(金)  
 販売場所：庶務課、県内一部書店、コンビニエンスストアなど※販売場所の詳しい情報は県ホームページをご確認ください。

手帳規格：縦14センチメートル×横9センチメートル、表紙色はネイビーまたはコバト  
 ンラベンダー、月間予定表は升目式  
 価格：600円(税込)  
 問合せ：庶務課 ☎940・131  
 8 ☎共通

## 10月18日「特設行政相談所」を開設します

行政相談制度を周知し、多くの方に利用いただくため、特設行政相談所を開設します。国の行政活動全般に関する相談や要望がある場合は、行政相談をご利用ください。

日時：10月18日(木)午後1時30分～4時(受け付けは午後3時30分まで(予約不要))  
 場所：市役所303

内容：国、県、市への要望や苦情、福祉、国民健康保険、税金、年金、道路など

問合せ：市民参加推進課 ☎982・9458 ☎共通

【吉川市行政相談委員】  
 高橋 雅之氏・酒井 淳一氏  
たかはし まさゆき さかい じゅんいち

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、社会的な信頼と熱意を有する民間有識者を総務大臣が委嘱し、市に配置されています。

※この他、総務省関東管区行政評価局の「行政苦情110番」でも相談を受け付けています。  
 ☎0570・090・110 ☎048・600・2336

## 子ども未来応援集会

「吉川のこと、

ファミリー・サポート・センターの

ことを知る

地域の皆さん方の子育てを応援する」をテーマに、

ファミリー・サポート・センターの事業紹介と、現在、協力会員として活動されているお二人に活動の体験談などをお話いただきます。

日時：10月18日(木)午前10時～



正午

場所：市役所303・304

話し手：ファミリー・サポート・センターアドバイザー、協力会員

対象：子どもに関心のあるすべての方

定員：先着30人

申込・問合せ：10月12日(木)までに直接、電話、☎048・20202020

またはファクスで子育て支援課へ ☎982・9529 ☎共通

ファミリー・サポート・センター

「子どもを保育園に送ってほしい」「急な用事で子どもを預かってほしい」などのお声に応え、地域で子育てを支援するために、育児の援助を受けた方(利用会員)と育児の援助を行う方(協力会員)による助け合いの制度です。

## 介護の仕事に興味がある皆さまへ

介護の仕事は、人を支え、社会を支えるやりがいのある仕事です。県では介護の仕事に興味がある方の県内介護施設などへの就職を支援しています。

日時：10月20日(金)午後1時30分～3時30分

場所：おあしすセミナールーム2

内容：①ポータルサイトによる介護の仕事に関する情報提供②介護の仕事が未経験の方のための介護に関する入門的研修などの実施③職場見学・職場体験の実施④個別マッチングを通して、県内介護施設などへの就職を支援

対象：介護施設などでの介護職の勤務を希望される方

問合せ：シグマスタッフ大宮支店(受託事業者) ☎048・782・5173

成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、後見の実情に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士が①電話②対面(予約制)でお答えします。

日時：「共通」10月21日(土)午前10時～午後4時

成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、後見の実情に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士が①電話②対面(予約制)でお答えします。

日時：「共通」10月21日(土)午前10時～午後4時

成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、後見の実情に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士が①電話②対面(予約制)でお答えします。

